

# 山口県報

令和6年  
6月28日  
(金曜日)

## 目次

○告示	一 一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請（廃棄物・リサイクル対策課）……………	一
	二 産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請（廃棄物・リサイクル対策課）……………	二
	三 生活保護法の規定に基づく施術機関の指定（厚政課）……………	三
	四 通行する車両の総重量の最高限度が二十五トンである道路の指定（道路整備課）……………	四
	五 通行する車両の高さの最高限度が四メートルである道路の指定（道路整備課）……………	五
	六 土砂災害警戒区域の指定の解除（三件）（砂防課）……………	六
	七 土砂災害特別警戒区域の指定の解除（三件）（砂防課）……………	七
	八 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）……………	八
	九 県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示の一部改正（物品管理課）……………	九
○公告	一 登録販売者試験の実施（薬務課）……………	一〇
	二 職業訓練指導員試験の実施（産業人材課）……………	一一
○公安委規則	一 山口県道路交通規則の一部を改正する規則……………	一二
○公安委告示	一 警備員等の検定の実施……………	一三
○公安委公告	一 一般競争入札の実施……………	一四

### 山口県告示第百八十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第八条第一項の規定により、次のとおり一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請があった。

当該申請書及び当該設置をすることが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類は、令和六年六月二十八日から同年七月二十九日までの間、山口県萩環境保健所及び萩市市民部環境衛生課において公衆の縦覧に供する。

令和六年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

#### 一 申請者

名 称 ジェムカ株式会社  
住 所 萩市大字福井上字萩ノ浴二七七三番一

代表者の氏名 松村 孝明

#### 二 一般廃棄物処理施設の設置の場所

萩市大字福井上字洗川二六九九番、二七〇一番及び二七〇二番並びに字岡田二七一七番及び二七一七番一

#### 三 一般廃棄物処理施設の種類

焼却施設

#### 四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみ

#### 五 申請年月日

令和六年三月八日

### 山口県告示第百八十四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条第一項の規定により、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があった。

当該申請書及び当該設置をすることが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類は、令和六年六月二十八日から同年七月二十九日までの間、山口県萩環境保健所及び萩市市民部環境衛生課において公衆の縦覧に供する。

令和六年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者

名 称 ジェムカ株式会社

住 所 萩市大字福井上字萩ノ浴二七七三番一

代表者の氏名 松村 孝明

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

萩市大字福井上字洗川二六九九番、二七〇一番及び二七〇二番並びに字岡田二七一

七番及び二七一七番一

三 産業廃棄物処理施設の種類

焼却施設

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コン

クリートくず(がれき類を除く)、陶磁器くず、動物のふん尿及び動物の死体

五 申請年月日

令和六年三月八日

山口県告示第百八十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和六年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

施術者の氏名	飯田 直	名 称	ライズ鍼灸マツ	所 在 地	山口市小郡新町四丁目四番一	指 定 年 月 日	令和六、五、二一
			サージ		五号		

山口県告示第百八十六号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第二号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が二十五トンである道路を次のとおり指定する。

令和六年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	区 間	指 定 の 期 日
下関長門線	下関市豊田町大字手洗字堂本二八三の一地先から同市豊田町大字殿敷字祇園原二〇五〇の二地先まで	令和六年七月一日
岩国錦帯橋	岩国市旭町二丁目七〇の六地先から同市元町一丁目八〇の二〇地先まで	
空港線	同市大字榎ヶ浜字西浜二〇の六地先から同市大字榎ヶ浜字西浜二〇の六地先まで	
下松新南陽線	同市大字榎ヶ浜字西浜二〇の六地先から同市大字榎ヶ浜字西浜二〇の六地先まで	
下松新南陽線	同市大字榎ヶ浜字西浜二〇の六地先から同市大字榎ヶ浜字西浜二〇の六地先まで	
下松新南陽線	同市大字榎ヶ浜字西浜二〇の六地先から同市大字榎ヶ浜字西浜二〇の六地先まで	
下松新南陽線	同市大字榎ヶ浜字西浜二〇の六地先から同市大字榎ヶ浜字西浜二〇の六地先まで	
下松新南陽線	同市大字榎ヶ浜字西浜二〇の六地先から同市大字榎ヶ浜字西浜二〇の六地先まで	
下松新南陽線	同市大字榎ヶ浜字西浜二〇の六地先から同市大字榎ヶ浜字西浜二〇の六地先まで	
下松新南陽線	同市大字榎ヶ浜字西浜二〇の六地先から同市大字榎ヶ浜字西浜二〇の六地先まで	

山口県告示第百八十七号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第三号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定する。

令和六年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	区 間	指 定 の 期 日
宇部防府線	防府市大字台道字西下り四五五〇の七地先から同市同大字東鐘付免九九五の五地先まで	令和六年七月一日
新南陽停車場線	同市清水一丁目一四二の一地先から同市同町一四一四の二四地先まで	

山口県告示第百八十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第百九十三号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和六年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
室の木町(一)(6)
  - 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 解除に係る区域の名称  
室の木町(二)(4)
  - 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百八十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（令和三年山口県告示第百五十五号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和六年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
岩国(一)(7)
  - 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百九十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第百八十一号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和六年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
油良(一)(1)
  - 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周防大島町総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百九十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

令和六年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称  
西岐波(一)41
  - 二 区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び宇部市土木建設部土木河川課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称  
奈美(二)26
  - 二 区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び防府市土木都市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称  
岩国(一)7、玖珂町(一)93、玖珂町(一)94、美和町生見(一)58、室の木町(一)6
  - 二 区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称  
室の木町(二)4、由宇町北(二)5

- 二 区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称  
栗屋(一)26
  - 二 区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称  
四熊(二)31、四熊(二)32、中村(二)1
  - 二 区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称  
油良(一)1
  - 二 区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周防大島町総務部

総務課に備え置いて縦覧に供する。

- 一 区域の名称  
宿井(一)(28)
  - 二 区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び田布施町建設課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称  
別府(二)(27)
  - 二 区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び田布施町建設課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第百九十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第百九十四号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和六年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除に係る区域の名称  
室の木町(一)(6)
- 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり

- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 解除に係る区域の名称  
室の木町(二)(4)
  - 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第百九十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(令和三年山口県告示第百五十八号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和六年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除に係る区域の名称  
岩国(一)(7)
  - 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百九十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第三百八十二号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和六年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
油良(一)
- 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周防大島町総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百九十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

令和六年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称  
西岐波(一)(4)
- 二 区域の範囲  
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項  
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び宇部市土木建設部

土木河川課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 区域の名称  
奈美(二)(26)
  - 二 区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び防府市土木建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 区域の名称  
岩国(一)(7)、玖珂町(一)(93)、玖珂町(一)(94)、美和町生見(一)(58)、室の木町(一)(6)
  - 二 区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 区域の名称  
室の木町(二)(4)、由宇町北(二)(5)
- 二 区域の範囲  
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項  
次の図のとおり



(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称  
栗屋(一)(26)
  - 二 区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称  
四熊(二)(31)、四熊(二)(32)、中村(二)(1)
  - 二 区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称  
油良(一)(1)
- 二 区域の範囲  
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図のとおり  
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周防大島町総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称  
宿井(一)(28)
  - 二 区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び田布施町建設課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称  
別府(二)(27)
  - 二 区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び田布施町建設課に備え置いて縦覧に供する。)

**山口県告示第百九十六号**

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(令和六年山口県告示第三十七号)の一部を次のように改正する。

令和六年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

二の表物品等の買入れ及び借入れの項中「指紋自動識別システム」を「指紋自動識別システム 放置駐車違反管理システム」に改める。



(一一六) 令和六年度登録販売者試験の実施

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第三十六条の八第一項の規定により、登録販売者試験を次のとおり実施します。

令和六年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 試験の日時

令和六年十一月十三日（水曜日）午前十時から正午まで及び午後一時三十分から午後三時三十分まで

二 試験の場所

山口市維新公園四丁目一番一号  
維新百年記念公園

山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

山口市大手町二番一八号

山口県教育会館

山口市滝町一番一号

山口県庁職員ホール

三 受験願書の受付期間

令和六年八月二日（金曜日）から同月十六日（金曜日）まで（郵送の場合は、八月十六日までの消印のあるものは、有効とする。）

四 受験願書の提出先

最寄りの保健所（山口県防府保健所を除く。）に提出すること。  
なお、郵送する場合は、封筒の表に「登録販売者試験願書在中」と朱書すること。

五 提出書類等

(一) 受験願書

(二) 写真（縦四センチメートル、横三センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のもの）

(三) 電算入力票

(四) 百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの）

六 受験手数料

一万四千百十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、令和六年十二月二十日（金曜日）とし、合格者の受験番号を山口県庁エントランスホール内の掲示板に掲示するとともに、山口県健康福祉部業務課のホームページに掲載する。

(二) 受験者は、試験の得点を知りたい場合には、合格者の発表日以後、山口県健康福祉部業務課において、受験票を提示してその旨を申し出ること。

八 その他

(一) 受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県健康福祉部業務課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「登録販売者試験受験願書請求」と朱書し、百二十四円の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの）を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所（山口県防府保健所を除く。）又は山口県健康福祉部業務課（電話〇八三一九三三〇二〇）にすること。

(一一七) 職業訓練指導員試験の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第三十条第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施します。

令和六年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 試験を行う免許職種及び試験の方法

(一) 免許職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）別表第十一に



掲げる免許職種

(一) 試験科目

学科試験のうちの指導方法

二 試験の日時

令和六年九月一日(日曜日) 午前十時から午前十一時三十分まで

三 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

四 受験資格

法第三十条第三項各号のいずれかに該当する者であること。ただし、次に掲げる者は、受験できない。

(一) 法第二十八条第五項第二号又は第三号に該当する者

(二) 受験しようとする免許職種について法第三十条第五項の規定による実技試験の全部及び学科試験のうちの関連学科の免除を受けることができない者

五 受験申請書の受付期間

令和六年七月十九日(金曜日) から同年八月二日(金曜日) まで(郵送の場合は、八月二日までの消印のあるものは、有効とする。)

六 受験申請書の提出先

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)

山口県産業労働部産業人材課

七 提出書類

(一) 受験申請書及び履歴書

(二) 写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、氏名を記入すること。)

(三) 技能検定合格証書等受験資格を証する書面

八 受験手数料

三千百円に相当する山口県収入証紙を受験申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、令和六年九月九日(月曜日)とし、合格者の受験番号を山口県産業人材課のホームページに掲載するとともに、合格者に文書で通知する。

(二) 受験者は、試験の得点を知りたい場合には、合格者の発表日以後、山口県産業労働部産業人材課において、受験票を提示してその旨を申し出ること。

十 その他

(一) 受験案内、受験申請書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県産業労働部産業人材課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「指導員試験申請書請求」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、山口県産業労働部産業人材課(電話〇八三一九三三三三四)にすること。



山口県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年六月二十八日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第三号

山口県道路交通規則の一部を改正する規則

山口県道路交通規則(昭和四十七年山口県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条」を「第十七条の二」に改める。

第二条第二項の表中

一 府令第九条の十六の標章除去申請書

二 第三条第二項の通行禁止除外指定車標章交付申請書

二の二 第三条第二項の駐車禁止除外指定車標章交付申請書  
(第三条第一項第三号へからりまでに掲げるものに係るものに限る。)

三 第十二条第一項の安全運転管理者教習申請書

四 第十三条第一項の安全運転管理者等資格認定申請書

五 第十四条第一項又は第四項の安全運転管理者に関する届出書

六 第十四条第一項又は第四項の副安全運転管理者に関する届出書

七 第二十三条第一号の安全運転管理者等講習届出書

八 第二十四条の二第一項の消防用自動車等使用届出書

九 第二十五条第一項の緊急自動車等指定申請書

十 第二十六条第一項の消防用自動車等届出確認書記載事項

当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長を

変更届 十一 第二十六条第一項の緊急自動車等指定書記載事項変更届 十二 第二十六条第二項の消防用自動車等届出確認書再交付申請書 十三 第二十六条第二項の緊急自動車等指定書再交付申請書 十四 第二十六条第三項の消防用自動車等届出確認書返納届 十五 第二十六条第三項の緊急自動車等指定書返納届	
---	--

一 府令第九条の十六の標章除去申請書 二 第三条第二項の通行禁止除外指定車標章交付申請書 三 第三条第二項の駐車禁止除外指定車標章交付申請書(第三条第一項第三号へからりまでに掲げるものに係るものに限る。) 四 第十二条第一項の安全運転管理者教習申請書 五 第十三条第一項の安全運転管理者等資格認定申請書 六 第十四条第一項又は第四項の安全運転管理者に関する届出書 七 第十四条第一項又は第四項の副安全運転管理者に関する届出書 八 第二十三条第一号の安全運転管理者等講習届出書	当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長
一 第二十四条の二第一項の消防用自動車等使用届出書 二 第二十五条第一項の緊急自動車等指定申請書 三 第二十六条第一項の消防用自動車等届出確認書記載事項変更届 四 第二十六条第一項の緊急自動車等指定書記載事項変更届 五 第二十六条第二項の消防用自動車等届出確認書再交付申請書 六 第二十六条第二項の緊急自動車等指定書再交付申請書 七 第二十六条第三項の消防用自動車等届出確認書返納届 八 第二十六条第三項の緊急自動車等指定書返納届	当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長又は山口県警察本部交通部交通企画課長

別表三の項字部防府線に関する部分中「字沖ノ下五二二九の一」を「字東鐘付免九九五の五」に改め、同項徳山新南陽線に関する部分の次に次のように加える。

新南陽停車場線	周南市清水一丁目一四二の一 地先から同町一四一四の一 四地先まで
---------	----------------------------------

別表十の項岡田原築港線に関する部分の次に次のように加える。

に改め

北山合田町線	周南市権現町八九の三 地先から同市原宿町一〇の一一 地先まで
櫛浜久米線	周南市久米中央二丁目三〇九一の一 地先から同市久米中央五丁目四の八 地先まで

別表十の項東町・塩田線に関する部分の次に次のように加える。

駅前・野村開作線	周南市古泉二丁目一八〇の一二 地先から同町一〇六四の三 地先まで
駅北一号線	周南市清水一丁目一四二の一 地先から同市古川町一三七八の七 地先まで

別表十の項清水二丁目一号線に関する部分の次に次のように加える。

清水二丁目二号線	周南市清水二丁目七四六の一二 地先から同町一七八七の二六 地先まで
清水二丁目八号線	周南市清水二丁目一三九〇の三 地先から同町一三九〇の九 地先まで

附 則

この規則は、令和六年七月一日から施行する。ただし、目次及び第二条第二項の表の改正規定は、公布の日から施行する。

山口県公安委員会告示第二十二号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

令和六年六月二十八日

山口県公安委員会

一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員

- 種 別 級 受検定員
- 交通誘導警備業務 一級 二十名
- 二 検定に係る試験の日時及び場所
- (一) 学科試験

日 時	令和六年十月一日（火曜日）の午前十時から正午まで
場 所	山口市滝町一番一号 山口県警察本部

(二) 実技試験

日時 令和六年十月十九日(土曜日)  
場所 山口市仁保下郷一四五九番地  
山口県警察学校

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に住所を有するもの(以下「県外在住警備員」という。)であつて、次のいずれかに該当する者であること。

(一) 交通誘導警備業務二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上であるもの

四 検定申請書の受付期間及び時間

(二) 公安委員会が(一)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者  
令和六年七月二十九日(月曜日) から同年八月二日(金曜日) までの午前九時から午後四時まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

- 1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面
- 2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

3 三の(一)に該当する者にあつては、交通誘導警備業務二級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業者等が発行する当該警備業務の従事期間に関する証明書

4 三の(二)に該当する者にあつては、一級検定受検資格認定書の写し

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚

七 受検手数料

一万四千元に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 警笛は、受検当日各自持参すること。

(二) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(三) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一一〇)にすること。

一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員

種別 級 受検定員  
交通誘導警備業務 二級 三十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日時 令和六年十月一日(火曜日)の午前十時から正午まで  
場所 山口市滝町一番一号  
山口県警察本部

(二) 実技試験

日時 令和六年十月二十六日(土曜日)  
場所 山口市仁保下郷一四五九番地  
山口県警察学校

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は県外在住警備員であること。

四 検定申請書の受付期間及び時間

令和六年七月二十九日(月曜日) から同年八月二日(金曜日) までの午前九時から午後四時まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るも

のとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

- 1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面
- 2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。）二枚

七 受検手数料

一万四千元に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 警笛は、受検当日各自持参すること。

(二) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(三) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話〇八三一九三三〇一一〇）にすること。

公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和六年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称及び数量

映像解析等支援システム 一式

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

令和七年一月三十一日

(四) 納入場所

山口県警察本部刑事部捜査支援分析課

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和四年山口県告示第七十九号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（令和六年山口県告示第三十七号）に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの競争入札参加資格を有する者であること。

(四) 令和六年六月二十八日から同年八月十九日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部警務部情報技術推進課において交付する。



五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部警務部会計課

(三) 受領期限

令和六年八月十六日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、令和六年八月十九日午前十時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部二階入札室

(二) 日時

令和六年八月十九日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和六年八月八日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県警察本部警務部情報技術推進課(電話〇八三一九三三三〇一〇)に問い合わせる。

十一 Summary

(1) Division in charge of the contract: Finance Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and quantity of the products to be purchased: A set of equipment for video analysis support system (as shown in the specification)

(3) Deadline for delivery: January 31, 2025

(4) Delivery place: Investigative Support and Analysis Division, Criminal Investigation Department Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(5) Division in charge of the procurement and Contact point for the notice: IT Promotion Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Taki-machi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-0110)

(6) Deadline for tender submission: 5:15 P.M., August 16, 2024 (If brought in person: 10:00 A.M., August 19, 2024)

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の借入れ

(一) 物品等の名称及び数量

警察情報通信ネットワークシステム回線接続機器 一式

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 使用期間

令和七年三月一日から令和十二年二月二十八日までの間

(四) 使用場所

山口県警察本部ほか百九十七箇所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和四年山口県告示第百七十九号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(令和六年山口県告示第三十七号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの競争入札参加資格を有する者であること。

(四) 令和六年六月二十八日から同年八月十九日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部警務部情報技術推進課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部警務部会計課

(三) 受領期限

令和六年八月十六日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、令和六年八月十九日午前十一時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部二階入札室

(二) 日時

令和六年八月十九日午前十一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和六年八月八日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県警察本部警務部情報技術推進課(電話〇八三一九三三三〇一一〇)に問い合わせる。

十一 Summary

(1) Division in charge of the contract: Finance Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and quantity of the products to be leased: Internetworking devices for the Police information and communication system, 1 set

(3) Period of use: From March 1, 2025 to February 28, 2030

(4) Place of use: Yamaguchi Prefectural Police Headquarters and other 197 places



- (5) Division in charge of the procurement and Contact point for the notice : IT Promotion Division , Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Taki-machi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-0110)
- (6) Deadline for tender submission : 5 : 15 P.M. August 16, 2024  
(If brought in person : 11 : 00 A.M. August 19, 2024)
-

令和六年六月二十八日  
印刷  
令和六年六月二十八日  
発行

発行人  
所

山口県  
知事  
山  
口  
県  
知  
事  
庁